

第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画

平成9年5月

沖 縄 県



第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画

目次

第1章 総説

1	計画策定の意義	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	計画の目標	2

第2章 計画の基本方向

1	伝統工芸産業の基本的課題	3
2	伝統工芸産業の基本方向	8
3	主要指標	9

第3章 主要施策の推進方針

1	後継者の確保及び育成	11
2	技術又は技法の継承及び改善向上	11
3	原材料の確保及び研究	12
4	経営の近代化	13
5	デザインの振興	13
6	需要及び販路の開拓	14
7	試験研究技術指導体制の強化	16
8	振興組織及び拠点施設の整備	16

第4章 重要施策

1	沖縄県工芸の森（仮称）の整備	18
2	（財）沖縄県工芸振興センターの機能強化	18
3	アジア工芸博覧会（仮称）の開催	18
むすび		19

（付表）第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業	20
----------------------------	----

（参考資料）

1	沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿	25
2	第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画案に関する審議経緯	26
3	諮問書	27
4	答申書	28

第1章 総 説

1 計画策定の意義

本県の伝統工芸産業の振興については、これまで3次にわたる沖縄県伝統工芸産業振興計画に基づき、産業としての自立的発展等を目標に諸施策が講じられ、産地の努力と相まって、地域の産業文化の担い手として重要な役割を果たしており、相応の成果を上げている。

しかしながら、本県伝統工芸産業は、全体として生産活動の回復は十分ではなく、その生業的、小規模零細企業としての体質に起因する需給両サイドにおける従来からの課題は依然として残されている。

また、近年の経済のボーダレス化の進展に伴い、本県伝統工芸産業を取り巻く環境にも大きな変化が生じており、アジア諸国及び県外からの県内観光土産品市場への類似工芸品の流入の増大や県内工芸品企業の海外現地生産の動きなど、新たに顕著になった問題もある。

伝統工芸産業は本県製造業に占める比重は小さいものの、本県の歴史的、文化的及び自然的特性を生かした産業・文化として、また、観光を支え、特色ある地域づくりや就業の場の創出に貢献しうる産業としての役割が増しつつある。

また、近年、大きな流れとなっている生活者重視への経済社会の転換にともない、伝統工芸産業は「ゆとり」や「心のゆたかさ」を求める生活者のニーズに応える産業として、その役割が期待されている。

このため、これまでの3次にわたる沖縄県伝統工芸産業振興計画の成果と基本的課題を受け継ぎ、さらに21世紀に向けた発展基盤の整備を行うため、新たに総合的な観点に立って将来展望を行い、今後の伝統工芸産業の振興の基本方向を明らかにし、諸施策の推進に努める必要がある。

ここに、第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画を策定する意義がある。

2 計画の性格

この計画は、沖縄県伝統工芸産業振興条例に基づき、本県伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき計画を策定するものである。

したがって、県及び市町村においては、その施策の基本となるものであり、業界においては自発的活動の指針となるものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成9年度から平成13年度までの5か年とする。

4 計画の目標

この計画においては、本県の伝統工芸の特性を生かしつつ、引き続き製品の供給及び需要の両サイドに横たわる課題の解決を図り、その自立的発展の基礎条件の整備を推進するとともに、生活者のニーズに対応した質の高い伝統工芸品を提供する生活文化創造型産業として振興を図り、21世紀国際社会に向け沖縄の産業・文化を象徴する産業として、活力に満ちた伝統工芸が島々、地域に連なる「沖縄伝統工芸列島」の形成を目標とする。

第2章 計画の基本方向

1 伝統工芸産業の基本的課題

本県の伝統工芸品は、沖縄県伝統工芸産業振興条例（以下「条例」という。）に基づき指定された伝統工芸製品が4種14品目、伝統的工芸品の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき通産大臣の指定を受けた伝統的工芸品が4種13品目あり、これまで各産地の伝統工芸館を拠点に各種振興事業が実施され、地域の特産品及び観光資源として地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、伝統工芸産業は、従事者の高齢化、若手従事者の定着難、原材料の確保難、技術の改善、デザイン開発、流通及び経営の近代化の遅れ等、生業的・小規模零細企業としての体質に起因する課題を依然として抱えている。

また、経済のボーダレス化に伴う国際化、情報化に対する取り組みが求められているのに加え、生活者重視の経済社会の進展のなかで手作りの持つ素朴で個性的な良さが見直されており、これらニーズに対応した取り組みが要求されている。

各伝統工芸産地の課題は次のとおりである。

(1) 織物

ア 芭蕉布

芭蕉布は、糸作りをはじめ全ての工程を手作業で行う伝統を守り続け、呉服愛好家の根強い需要に支えられて生産は順調に伸びているものの、芭蕉手紡糸生産者の高齢化により手紡糸の確保が不安定であるほか、若手従事者の定着率が低く、製品供給体制が十分でない。

このため、手紡糸の安定確保に向けた対策を強化するとともに、産地が一体となって若手従事者の確保及び定着を目指し、宿泊及び研修施設の拡充等就業環境の整備に努める必要がある。

イ 読谷山花織・読谷山ミンサー

読谷山花織・読谷山ミンサーは、村営共同工房を生産拠点として、産地組合による共同染色、共同購買及び共同販売等の共同事業の徹底により、帯・着尺を中心に生産は安定した伸びをみせているが、製織工程は家庭の主婦が行っていることから、

製織従事時間が増えず、生産反数は需要に応じえていない状況である。

このため、後継者の育成を強化するほか、従事者の技術向上に努め、産地全体の生産性を高める必要がある。

また、全国的に低い知名度を高めるため、需要開拓事業を強化するとともに、2次加工品の開発を図り、観光とリンクした物作りに努める必要がある。

ウ 首里織（首里緋、首里花織、道屯織、花倉織、首里ミンサー）

首里織は、ここ数年低迷が続いており、生産は往時の4分の1程度であり、従事者の出入りが激しく、零細な事業者が殆どである。

従事者は40代以下が8割を占め、若々しい創意工夫に満ちた着尺や帯地を中心に、飾布、テーブルセンター等多様な製品が多く、全国的知名度も比較的高いことから潜在需要は認められるが、組合を通さない個別取引が主流で産地全体として生産の拡大につながっていない。

また、産地が都市部にあるため、個人での工房の確保又は拡張は困難となっている。

このため、産地組合への加入を促進し、共同事業の強化により販路開拓を図るほか、共同作業所の整備が必要となっている。

エ 琉球緋

琉球緋は、製造織元の傘下に緋括り業、染色業、巻取り業、製織業（出機織子）及び洗濯仕上げ加工業の分業形態で生産され、産業化の条件を備え、県内織物業界をリードしてきたが、呉服市場の低調と取引条件の悪化の中、販売不振が続いている。

このため、流通問屋との結び付きの強化を促進するほか、観光とリンクした2次製品開発、デザイン及び製品品質の維持向上を図るとともに、織子の安定確保を図るため産地が一体となって就業条件の整備に努める必要がある。

オ 久米島紬

久米島紬は家庭の主婦の内職として生産されてきており、製品は殆ど産地組合及び産地仲買商を通し、本土問屋へ向けているが、販売不振が続いている。

しかし、売上代金の手形サイトの長期化や委託販売の恒常化の問題が改善されずに続いていることや従事者の高齢化による生産の低迷が問題となっている。

このため、産地組合の経営の健全化を図るとともに、共同販売事業を強化し、販路の拡大に努めるほか、共同施設の有効活用を図り若手後継者の育成に努める必要がある。

カ 宮古上布

宮古上布は、製造織元の傘下に原材料手紡糸生産者、緋締業、染色業、製織業（出機織子）、洗濯仕上加工業の分業形態で生産されているが、高級夏物着尺の需要減のほか、苧麻手紡糸生産者の高齢化により原料手紡糸供給の不安定により、生産反数が低迷している状況である。

このため、苧麻手紡糸者の待遇改善に努めるとともに、後継者の養成を推進するほか、産地組合による共同事業を強化し、苧麻手紡糸の安定確保に努める必要がある。

また、産地組合の健全化に努め、共同販売事業の強化による販路の開拓を推進するほか、伝統的な技術・技法を用いた新製品の開発に努める必要がある。

キ 八重山上布

八重山上布は、苧麻手紡糸者の高齢化により、苧麻手紡糸の確保が不安定であり生産の拡大のネックとなっており、製品供給体制が十分でない。

このため、流通問屋との結び付きの強化を図るほか、産地組合の共同購買及び共同販売事業を強化し、需要及び販路の拡大、苧麻手紡糸の安定確保を図る必要がある。

ク 八重山ミンサー

八重山ミンサーは、製品の殆どを観光需要に向けており、観光客の増加とともに、生産は順調に伸びている。

今後は、品質の向上に努めるとともに、観光客のニーズに対応した製品開発を推進し、商品の多様化、高級化を図る必要がある。

ケ 与那国織（ドクタティ、花織、カガンヌブー、シタディ）

与那国織物は、家庭の主婦の内職で生産され、着尺地は県外市場、小物類は観光市場に向けられている。

これまで、従事者難で生産が低迷していたが、近年、若手従事者も増えつつあり、

生産は上向きにある。

このため、引き続き後継者育成事業を効果的に行うとともに、産地組合の組織強化を図り、共同購買及び共同販売事業を促進しつつ、観光とリンクした製品開発に努め、産地供給体制の強化に努める必要がある。

(2) 紅型

紅型は、従事者5人以下の個人経営の零細な事業所が大部分で、若手従事者の比率が高く、従事者は緩やかに増加が続いており、生産は暫く低迷が続いていたが、観光需要に支えられて、近年好転している。

しかしながら、産地組合が弱体化しており、特に帯・着尺地については表示事業が十分ではなく、県検査の受検率も著しく低い状況であり、県外からの類似品の流入に十分対処できずにいる。

このため、未加入者の産地組合加入を促進し、組織の強化を図るとともに、各種共同事業の実施により、産地の供給体制の回復と競争力の増進を図る必要がある。

また、観光客のニーズにあった製品の開発と流通問屋との結び付きの強化を促進するほか、産地が一体となって、若手従事者の定着を図るため、就業条件の改善に努める必要がある。

(3) 陶器

陶器は、一時期生産の落ち込みがあったものの、ここ数年は観光需要に支えられて増加基調で推移しており、従事者数も陶芸ブームもあって20年間で倍増となっている。

伝産法に基づく通産大臣指定の伝統的工芸品としての壺屋焼きは、那覇市壺屋を中心に産地形成され、25事業所が壺屋陶器事業協同組合を組織して生産を行っており、売上は順調に伸び、業界は比較的安定している。

しかしながら、陶土の安定確保及び製土工場の施設及び設備の拡充が必要となっている。

琉球焼については、壺屋焼き以外の県下全域に分布している事業所のうち18事業所で琉球焼事業協同組合を組織して生産しているが、知名度の低さから経営は安定しておらず、また、事業所が広域に分布するため効果的な共同事業が実施できない状況にある。

このため、琉球焼については未加入事業所の組合加入を促進し、伝統的な技法による製品については、伝産法に基づく指定に向けて条件整備を促進する必要がある。

(4) 漆器

琉球漆器は、那覇市を中心に9企業で生産され、そのうち5企業が法人組織で、従事者数16人以上の企業が3企業もあり、伝統的に生産性を重視した分業生産体制が取られている。しかしながら、近年は、観光需要にうまく乗れず、県内市場における外国製漆器との競合など経営環境は厳しいものがあり、生産は低迷している。

このため、原材料及び熟練従事者の安定的な確保に努めるとともに、観光客のニーズに対応した製品の開発及び需要・販路の開拓が重要な課題となっており、産地組合による共同購買及び共同販売事業の強化が必要となっている。

2 伝統工芸産業の基本方向

(1) 産業としての自立化の促進と魅力ある就業の場の創出

伝統工芸品の安定した供給体制の確立に努めるとともに、需要及び販路の拡大に努め、持続的に発展する産業としての伝統工芸産業の自立化を促進する。

また、技能集約的な特性を生かし、若者や女性の活躍できる、安定した魅力ある就業の場の創出に努める。

(2) 観光と関連し活力に満ちた伝統工芸品の息づく工芸列島の形成

各産地の拠点施設である伝統工芸館の整備拡充、伝統工芸品まつり等の開催及び質の高い観光土産品の開発を促進し、産地体制を強化するとともに、工芸産地の観光ルート化を図ることにより、観光リゾート地域のサテライトスポットとしての機能強化を促進し、観光と工芸の連携強化に努める。

さらに、本県伝統工芸産業の振興を図る総合的機能を有する中核的施設として、沖縄県工芸の森（仮称）を整備し、活力に満ちた伝統工芸が島々に息づく伝統工芸列島の形成を推進する。

(3) ゆとりと豊かさに満ちた生活文化創造に貢献する産業

人々の間に「こころのゆとりと豊かさ、うるおいと安らぎ」に価値を求める機運が高まっている中で、環境にやさしく、個性的で、手作りのぬくもりを感じさせてくれる伝統工芸品への関心は高まりつつある。

こうした新たな需要へ対応するため、生活者のニーズやウオンツに即したデザイン及び商品開発を促進するとともに、伝統工芸品の使い方、楽しみ方等の啓発普及に努め、ゆとりと豊かさに満ちた生活文化の構築に寄与する質の高い伝統工芸品の供給体制の整備を促進する。

(4) 国際都市沖縄の顔として本県産業・文化を印象づける産業

本県は21世紀に向け国際都市形成構想を打ち出しているが、技術交流、産業・文化交流の担い手として、伝統工芸品は本県の産業・文化を象徴する顔としての役割が期待できる。

このため、公設試験研究機関による国際技術交流を推進するほか、アジア工芸博覧会（仮称）の開催等により、相互理解を深めるとともに、海外市場をも念頭に入れた製品供給体制の確立を図る。

3 主要指標

本計画の目標達成のために実施される諸施策事業の成果等を前提に、目標年次の平成13年における生産額、従事者数及び工芸イベント入場者数を次のように見込むこととする。

伝統工芸産業の生産額は、生産性の向上、自給率の向上及び観光需要の伸び等を背景に、平成7年度の38億7,600万円から平成13年度には51億9,000万円となる。

従事者数は平成7年の1,981人から平成13年には2,270人となる。

その他工芸を含めた工芸産業全体では、生産額は平成7年度の79億7,800万円から平成13年度には109億8,000万円となり、従事者数は2,305人から2,660人となる。

また、工芸品の作り手と使い手の交流の場としてのイベントである「沖縄工芸ふれあい広場」の入場者数は平成8年度開催時の2万2,300人から平成13年度開催時は3万人となり、「県工芸公募展」の入場者数は平成8年度開催時の2,300人から平成13年度開催時は5,000人となる。

なお、各内訳は次のとおりである。

(1) 生産高

(単位：百万円)

品 目	項 目	実 績	計 画 目 標
	年 度	平成7年度	平成13年度
織 物 紅 型 陶 器 漆 器		1,487	1,900
		500	700
		1,390	1,950
		499	640
伝統工芸産業		3,876	5,190
その他工芸		4,102	5,740
工芸産業合計		7,978	10,980

(2) 従事者数

(単位：人)

品 目	項 目	実 績	計 画 目 標
	年 度		
		平成7年度	平成13年度
織 物		1,180	1,330
紅 型		192	230
陶 器		474	560
漆 器		135	150
伝統工芸産業		1,981	2,270
その他工芸		324	390
工芸産業合計		2,305	2,660

(3) 工芸イベント入場者数

(単位：人)

イ ベ ント	項 目	実 績	計 画 目 標
	年 度		
		平成8年度	平成13年度
沖縄工芸ふれあい広場 (3日間)		22,300	30,000
県工芸公募展(テザイコパ° 含む)(10日間)		2,300	5,000

第3章 主要施策の推進方針

1 後継者の確保及び育成

伝統工芸産業は、手作業を中心とした伝統的な技術又は技法によって生産されるため、伝統工芸へ取り組む意欲と優秀な技術をもった従事者の確保が必要不可欠である。

このため、産地研修及び公的研修を強化するとともに、産・官・学の連携を密にし、後継者の効果的な確保及び育成に努める。

産地の後継者育成については、これまでの初心者研修に加え、産地の従事者確保状況及び技術修得等の実情に応じて、研修期間の延長、再受講者研修及び糸紡ぎ等製織以外の研修の実施を推進し、その充実強化に努める。

また、研修生が研修期間中安心して技術修得に励み、研修終了後の定着を促進するため、育成資金を貸与するほか、伝統的工芸技術修得に精励している従事者には奨励金を支給し伝承者の確保に努める。

さらに、後継者等従事者が将来に希望を持って働ける魅力ある職場及び産地作りを図るため、従事者の就業条件の改善及び作業環境の整備を促進する。

工芸指導所の技術者養成については、織物、紅型、漆工及び木工の工芸産地の中堅技術者としての技術の修得を目的として、引き続き一般研修、特別研修及び短期研修を実施するほか、研修指導カリキュラムに工芸マネジメント的要素を取り入れた実践的研修内容を充実し、公的研修機関にふさわしい研修体制を整備する。

また、研修生に対し後継者育成資金貸与制度の適用を進める。

その他伝統工芸人材の養成として、県女性就業援助センターにおける工芸関係技術講習を再開するほか、県立芸術大学デザイン工芸学科及び首里高校染織デザイン科の教育内容の充実を図り、卒業後の就業環境の整備を促進する。

2 技術又は技法の継承及び改善向上

本県の伝統工芸の技術又は技法は、近隣諸国の影響を受けながら長い歴史の中で培われ、洗練され、固有のものとして今日に受け継がれたものが多く、独自性豊かな工芸品を生む母胎となっており、本県固有で、今後とも必要かつ重要な技術又は技法については、継承に努める必要がある。

このため、工芸指導所や工業試験場における技術指導事業及び産地組合の後継者育成事業や講習会等教育事業の場をとおして、技術又は技法の正確かつ効果的な継

承に努めるとともに、文献及び技術資料の収集保存を進め、その活用に努める。

また、各種コンクール優秀作品及び優秀技能者の作品等については、技術別体系的に収集し、技術又は技法の消滅の未然防止に努める。

加えて、技術又は技法の改善向上を図るため、工芸指導所及び工業試験場の技術開発研究事業を強化し、研究成果を産地に積極的に技術移転するとともに、技術巡回指導及び技術アドバイザーの活用を推進するほか、業界独自の既存技術の改善及び新規技術の開発導入を促進する。

また、県工芸公募展及び伝統工芸土展等、技術の発表の機会を多く設け、技術者相互の技術・技法の交流を推進する。

さらに、伝統工芸品独特の味わいを出す手作業を必要としない工程については、新鋭の設備及び加工機器等の導入を積極的に実施し、設備の近代化を促進する。

そのほか、伝統工芸製品の品質の維持及び改善を図るため、各産地ぐるみの品質管理体制の確立に努めるとともに、現行の県営染織物検査制度については、産地の自主検査への移行を進める。

3 原材料の確保及び研究

伝統工芸品の原材料は、伝統的に使用されてきた天然の素材が主たる原材料として用いられ、伝統工芸品の特質や持ち味に重要な関係を有している。

しかし、近年、これら天然原材料の中には、原材料生産者の不足、価格の高騰、資源の枯渇等により入手が困難になっているものが多い。

このため、陶器原材料については、陶土の入手難が進む厳しい状況を打開するため、未利用地域の賦存状況調査を実施し、新規採土場の確保を促進するとともに、八重山地域における陶土の供給体制の整備を促進する。

また、陶土の品質研究、新規代替陶土の開発研究等を推進し、研究成果の活用を図る。

さらに、陶土の安定供給を図るため、共同製土施設の設備の拡充、産地組合の共同購買事業の強化を促進する。

漆器原材料については、デイゴ、エゴノキ、センダン及びハマセンダン等、県産天然木材の計画的な植林に努めるとともに、琉球漆器貯木施設の有効活用を促進するほか、県外調達天然漆、合成漆及び夜光貝や鮑貝等の螺でん材料等の安定確保を図るため、産地組合の共同購買事業の強化を促進する。

織物原材料については、天然糸の安定確保を図るため、引き続き苧麻手紡糸生産奨励を実施するとともに、新たに芭蕉手紡糸及び真綿手紡糸生産奨励を進めるほか、

県外調達の色及び染料の安定確保を図るため、産地組合の共同購買事業の強化を促進する。

また、琉球藍の安定確保を図るため、引き続き琉球藍葉生産奨励を推進するほか、泥藍製造技術者の後継者の育成に努める。

さらに、その他植物染料については、染料植物の分布及び賦存状況の把握に努めるほか、計画的植栽を促進するとともに、未利用植物染料のうち、発色性及び堅牢性の高い植物染料の開発利用を促進する。

琉球紅型原材料については、絹布、木綿布及び麻布等の県産白生地（注）の安定確保を図るため、産地組合の共同購買を促進するほか、芭蕉布、苧麻白上布及び絹布等の県産白生地については、染色用白布としての性能、規格等の品質及び製織研究を進め、自給率の向上に努める。

植物染料については、主要染料である琉球藍等の安定確保を図るとともに、地染め、模様染め用として発色性及び堅牢性の高い植物染料の活用を促進する。

4 経営の近代化

本県の伝統工芸産業は、その殆どが生業的、小規模零細事業所からなり、経営力及び信用力等も弱いことから、経済環境の変化に十分対応できず、生産基盤の整備が進まないなど、従来からの不利性は依然として是正されていない。

このため、伝産法指定品目の産地については、産地組合を中心に認定振興計画に基づく振興事業を主体的かつ着実に推進し、産地全体の経営の自立化を図る。

また、産地組合の機能の強化を図るため、未加入者の加入を促進するとともに、産地組合の経営の健全化に努めるほか、税制、金融、産地診断及び経営指導等、組合を対象とした中小企業施策の活用をとおして、組合員の経営基盤の整備を図る。

さらに、各事業者については、組合機能を積極的に活用するとともに、生産性の向上を図るため、経営の改善及び合理化に努めるほか、経営情報の収集及び公的施策・制度の把握に努め、企業家意識の高揚を図る。

伝産法に基づく伝統的工芸品の未指定品目については、業界の活性化を図るため、指定に向け条件整備を促進する。

5 デザインの振興

本県の伝統工芸産業は、伝統的な技術又は技法のほか、各時代の創意工夫により蓄積されたデザインを基礎として受け継がれてきたが、近年の生活者の意識や価値観が多様化する中で、その感性に合った商品の供給が求められており、デザインを

基軸とした経営戦略の導入に迫られている。

このため、工芸指導所のデザイン開発研究事業を強化するとともに、技術移転を含めたデザイン相談、デザイン技術巡回指導、デザイン技術アドバイザー事業及びデザイン情報提供等、事業者のデザインに対する理解とデザイン開発の支援体制の整備に努める。

また、工芸産業デザインのコンペ事業を実施するとともに、(財)日本デザイン振興会実施のGマーク事業等、全国的なデザイン事業への参加を促進し、デザイン力の向上に努める。

さらに、産地振興計画に基づく意匠開発事業に取り組むほか、地場産業振興対策事業等のデザイン振興助成制度等を活用して、産地におけるデザインの高度化に努める。

また、デザインの保全、保護を図るため、既存制度の活用を促進するほか、デザイン情報等をとおり保護対策の強化に努める。

加えて、生活者にデザイン性の高い伝統工芸品を提供し、その使い方、楽しみ方の提案等をとおして、デザインマインドの醸成を図り、感性豊かな生活文化の創造に向けたデザイン啓発に努める。

6 需要及び販路の開拓

伝統工芸品産業が産業として自立するためには、製品の供給体制の確立のほか、製品が再生産可能な価格で継続して販売される市場の存在、すなわち需要及び販路の確立が必要であり、その実態と動向を絶えず把握し的確に対処することが課題となっている。

(1) 伝統工芸品の展示、宣伝普及

本県伝統工芸品は、紅型をはじめ一部は比較的知られているものもあるが、全体的には全国的知名度は低い状況であり、需要拡大の隘路のひとつとなっている。

このため、引き続き沖縄工芸ふれあい広場を開催し定着を図るとともに、関係団体が開催する県内外の各種展示会、イベントへの積極的な参加を促進し、宣伝普及に努める。

また、パンフレット、ポスター等を作成するほか、ニューメディアの活用による伝統工芸品の積極的な普及に努める。

(2) 新商品の開発と自給率の向上

各種展示会等の開催をとおり生活者の志向を的確に把握するとともに、ニーズや

ウオンツに沿った新しいデザインと質及び価格をもった新商品の開発に努める。

また、県内観光土産品市場の実態及び動向を調査し、観光客のニーズに対応した値頃感のある質の高い工芸土産品の開発を促進し、観光客500万人受入れに伴う観光関連需要の増大に向けた体制づくりに努める。

さらに、類似工芸品との差別化や市場での高い訴求力を発揮するため、表示事業を強化するとともに、品質の維持改善に努め、自給率の向上を図る。

(3) 販路の開拓

本県伝統工芸品の主な販路は、県内はデパート、土産品店等の小売店をとおして、県外は染織物が4大集散地の呉服消費問屋をとおして、陶器及び漆器は民芸品店等小売専門店をとおして販売されている。

このため、求評会等の開催をとおして問屋及び小売専門店等との結び付きの強化を促進し、販路の拡大に努めるほか、カタログ、ダイレクトメール、インターネット等の活用による通信販売等を推進し、消費者との結び付きの強化に努める。

また、安定した販売の確保を図るため、産地組合の共同販売事業を強化するほか、産地組合と卸問屋等販売事業者が共同で行う需要開拓、共同販売事業を促進する。

(4) 表示及び工芸品知識の啓発、普及

伝統工芸品の識別表示として、伝産法指定の「伝統マーク」のほか、条例指定の「伝統工芸品之証」、染織物については「検査済之証」の貼付率の向上に努めるとともに、産地証明に資する「組合証票」等の貼付を促進し、生活者が伝統工芸品を安心して購入できる品質情報の提供に努める。

また、当該表示証（マーク）の意義の普及を図り、権威付けに努める。

さらに、優良県産工芸品の推奨制度を創設し、県産工芸品の愛用を促進する。

加えて、生活者の伝統工芸品に対する知識の増進を図るため、伝統工芸品の製造工程、取扱いや手入れの方法、使い方の提案等を含めたガイドブック等を作成し、地域の文化活動や学校教育の場をとおして活用し、伝統工芸品知識の積極的な周知を図る。

(5) 伝統的工芸品月間事業

伝統工芸品に対する国民の正しい理解を促進し、国民生活への一層の普及を図るため、伝統的工芸品月間事業として、沖縄工芸フェスティバルを開催する。

(6) 特別事業

アジア諸国との工芸をとおしての国際技術及び産業・文化交流を深めるため、ア

ジヤ工芸博覧会（仮称）の開催を推進する。

7 試験研究技術指導体制の強化

伝統工芸産業の技術的現場においては、伝統的な技術又は技法を用いるほか、新規の原材料及び技術の開発及び導入、新製品の開発を促進するとともに、デザイン及び技術情報の提供をとおして、生産現場の技術水準の向上を図ることが重要な課題となっている。

このため、引き続き公的試験研究機関の試験研究技術指導体制の拡充に努めるとともに、工芸指導所に陶芸部門の設置を進める。

（１）試験研究

業界の技術的要望又は先導的なテーマに基づく試験研究及び技術開発を総合的に推進する。

（２）技術指導

巡回技術指導及び技術アドバイザー指導等の企業現場における技術指導を強化する。

（３）技術者養成

工芸産地の中堅技術者としての技術力を修得させることを目的に一般、特別及び短期研修を強化する。

（４）技術情報

デザイン、技術、生活及び流通等に関する背景情報、基礎情報及び商品情報を整備し、技術相談及び情報提供に努める。

（５）施設整備

沖縄県工芸の森（仮称）とリンクさせ老朽化の著しい建物の改築を推進するほか、試験研究技術指導施設の整備拡充を図る。

8 振興組織及び拠点施設の整備

本県の伝統工芸産業は規模の零細性に起因する製品供給体制の未整備や流通対策の遅れなど解決すべき課題が多いが、この解決には事業者の自助努力や創意工夫だけでは限界がある。

このため、産地、県及び関係市町村が連携を密にして、伝統工芸産業の振興組織及び拠点施設の整備を進め、総合的な振興体制の強化を図る。

(1) 振興組織の強化

伝統工芸産業の人材育成及びデザイン振興のほか、需要及び販路の開拓等の振興を総合的に推進する組織体制として、(財)沖縄県工芸振興センターの機能を強化する。

また、産地組合、沖縄県伝統工芸団体協議会及び沖縄県伝統工芸士連合会の組織強化と活性化を促進する。

さらに、新たに県工芸士認定制度の創設を進める。

(2) 拠点施設の整備

各産地の中核施設としての伝統工芸館又は共同利用施設の共同加工、展示販売、後継者養成及び研究指導等に係る施設・設備の整備拡充を促進する。

また、各産地の伝統工芸館及び試験研究機関等関係機関と有機的に結合し、産業振興施設機能に加えて、県民のゆとりと豊かさに満ちた生活文化の構築に寄与する生活文化創造機能のほか、工芸文化を介した国際交流の場を形成する産業文化国際交流機能を併せ持った沖縄県工芸の森(仮称)構想を推進する。

第4章 重要施策

1 沖縄県工芸の森（仮称）の整備

沖縄県工芸の森（仮称）については、本県伝統工芸産業の振興を図る中核施設として、各産地の伝統工芸館及び試験研究機関等関係機関と有機的に結合し、商品開発や市場開拓に関する情報の収集・提供、商品の開発普及、人材育成及び商品の展示・斡旋販売等の産業振興施設機能に加えて、県民のゆとりと豊かさに満ちた生活文化の構築に寄与する生活文化創造機能のほか、工芸文化を介した国際交流の場を形成する産業文化国際交流機能を併せ持った施設として、第3次沖縄振興開発計画の主要事業として位置づけられている。このプロジェクトは、当初、県伝統工芸館（仮称）として検討が進められたが、平成8年度策定の基本構想で改称され、整備の必要性がうたわれている。

このため、同施設の整備を進める。

2 （財）沖縄県工芸振興センターの機能強化

（財）沖縄県工芸振興センターは、工芸産業の基盤整備及び流通経路の整備拡充を図り、本県の伝統工芸の振興を促進し、地域経済の発展に寄与することを目的に昭和51年に全額県出資で設立され、以来、その機動性を発揮して、展示事業、広報活動事業及び育英事業を中心に事業実施しており、業界発展に貢献してきた。

しかしながら、財源及び組織体制の問題から、県受託事業に依存し、法人設立目的でうたわれた人材育成及びデザイン振興に関する事業をはじめ、自主事業の実施が不十分であり、また、将来的には、沖縄県工芸の森（仮称）の管理運営受託の受け皿として期待されていることから、その機能強化を図る必要がある。

このため、基本財産の増額又は沖縄県工芸振興基金（仮称）の造成を促進し、自主財源の安定確保を図る。

また、人材育成、デザイン振興及び流通対策等、自主事業の強化に努める。

さらに、事務局職員定数の増、事務局長の専任化を図り、執行体制の強化を促進する。

3 アジア工芸博覧会（仮称）の開催

アジア諸国の貴重な文化遺産であり、現代に息づく工芸品を一堂に集め、展示紹

介、販売するとともに、工芸技術者の交流を図るほか、観光及び芸能を含めた国際交流事業の一環として、アジア工芸博覧会（仮称）の開催を推進する。

なお、開催時期は国際都市形成が本格的な始動に入る第3次沖縄振興開発計画期間の最終年次、すなわち本計画期間の終了年次を目途とする。

むすび

この計画は、第3次沖縄県伝統工芸産業振興計画の点検結果を踏まえ、今後の伝統工芸産業振興の在り方について、その基本方向を明らかにするとともに、振興施策の方針を示したものである。

この計画の目標達成のためには、県、市町村及び産地協同組合が連携を密にしてそれぞれの役割分担に応じて努力することはもとより、伝統工芸事業者の創意工夫と自助努力が不可欠である。

県は、計画の推進状況及び成果を的確に把握しつつ、計画の基本方向に即して、関係条例及び規則等の改正又は制定並びに予算の確保に努め、施策の計画的推進に努める。

(付表) 第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

◎印は新規

施策事項	事業名等	事業内容	事業主体	備考
1 後継者の確保及び育成	①後継者育成事業	後継者育成事業費補助(初心者研修) ◎再受講者研修、研修期間延長、手紡糸等研修 中堅技術者研修費補助	組合	継・国補 新・県単
	②後継者育成資金貸与	後継者育成事業研修生に育成資金の貸与する。	県	継
	③伝統的工芸品技術修得奨励	伝統工芸技術の伝承者確保のため奨励金支給	伝産協	継
	④工芸指導所技術者養成	織物・紅型・木漆工技術者の研修(一般、特別、短期) ◎実践的研修(工芸マネジメント)導入 ◎後継者育成資金貸与制度の適用	県	継 新 新 新
	⑤その他	県女性就業援助センター工芸関係科目技術講習再開	県	継
	2 技術又は技法の継承及び改善向上	①講習会等	工芸指導所、工業試験場の講習会・技術アドバイザー ・巡回指導事業、産地組合の講習会等の実施	県・組合
②技術技法記録収集保存事業		記録フィルム・記録文献作成費補助	組合	継・国補
③優秀作品収集		優秀な技術・デザインの作品の収集	工芸センター	継
④工芸公募展、伝統工芸士展		製作者の生産意欲の高揚と技術の向上を図る。	県	継
⑤染織製品検査事業		織物、紅型の品質の向上を図るための製品検査	県	継
⑥技術開発関係中小企業施策		新技術企業化助成、中小企業製品開発費補助、技術市場交流プラザ事業	組合・事業者	継

施策事項	事業名等	事業内容	事業主体	備考
3 原材料の確保及び研究	① 原材料賦存状況等調査	北部地域陶土賦存状況調査	県	継
	② 苧麻手紡糸生産奨励事業	苧麻手紡糸生産奨励補助	組合	継
	③ 芭蕉手紡糸生産奨励事業	◎ 芭蕉手紡糸生産奨励補助	組合	新
	④ 真綿手紡糸生産奨励事業	◎ 真綿手紡糸生産奨励補助	組合	新
	⑤ 琉球藍葉生産奨励事業	琉球藍葉生産奨励補助	生産農家	継
	4 経営の近代化	① 産地振興事業	認定振興計画に基づく振興事業の実施	組合
② 産地組合指導事業		◎ 経営健全化指導、活路開拓等指導事業	県・中央会	継・新
③ 制度金融拡充		中小企業特別振興育成資金等の制度金融の拡充	県	継
④ 診断事業		産地、企業診断指導	県	継
⑤ 伝産指定・振興計画推進		伝産法に基づく指定・振興計画作成・振興事業推進 ◎ 「琉球焼」	組合	継・新
5 デザインの振興		① 工芸指導所デザイン研究開発事業	研究開発、相談、巡回指導、アドバイザー、デザイン情報提供	県
	② 工芸産業デザインコンペ	製作者のデザインの向上と生活者のデザインの醸成	県	継
	③ 意匠開発事業	振興計画に基づく振興事業で新商品等の開発事業	組合	継・国補

施策事項	事業名等	事業内容	事業主体	備考
6 需要及び販路の開拓	④その他デザイン振興制度	新技術企業化助成事業、地場産業振興対策事業	事業者	継
	①展示事業	沖縄工芸ふれあい広場 沖縄の伝統工芸品展（県外展） 沖縄工芸公募展 沖縄の産業まつり（伝統工芸フェスティバル） 全国漆器展 西日本陶磁器フェスティバル 全国伝統的工芸品センター特別展 全国伝統的工芸品まつり きもの日本展	実行委員会 県 県 県 漆工協会 産貿協会 伝産協 伝産協 京都織商	継 継 継 継 継 継 継 継 継
	②宣伝普及事業	パンフレット、ポスター作成、各種広告、インターネット等の活用による宣伝	県・工芸センター・組合	継・新
	③観光土産品（工芸品）調査	◎観光土産品のうち工芸品の実態と観光客の志向調査	県	新
	④需要開拓補助事業	展示会開催、需要開拓等指導事業	組合	継
	⑤地域資源型活用型起業化補助事業	地域資源（伝統的技術等）活用による新商品開発・市場開拓・能力開発・研修事業等	組合	継
	⑥求評会	◎販売者との結び付き強化を図る。	工芸センター	新
	⑦表示事業	「伝統的工芸品之証」「伝統工芸品之証」貼付 ◎優良県産工芸品推奨制度創設 優良県産工芸品マーク	組合 県	継 新
	⑧伝統工芸品啓蒙普及事業	◎伝統工芸ガイドブック作成	工芸センター	新

施策事項	事業名等	事業内容	事業主体	備考
7 試験研究技術指導体制の強化	⑨伝統的工芸品月間事業 ⑩その他	沖縄工芸フェスティバル ◎アジア工芸博覧会（仮称） 各産地の工芸まつり	伝産協等 県等 市町村・組 合	継 新 新・継
	①試験研究	試験研究技術開発 ◎工芸指導所 陶芸部門設置	県	継
	②技術指導	巡回指導・所内指導・技術アドバイザー等指導事業	県	継
	③技術情報	背景情報・基礎情報・商品情報等提供	県	継
	④施設整備	試験研究指導施設整備	県	継
8 振興組織及び拠点施設の整備	①（財）沖縄県工芸振興センターの機能強化	◎工芸産業振興基金造成 組織体制強化 デザイナー、需要開拓、販路開拓等振興事業の強化	工芸センター	新
	②沖縄県伝統工芸団体協議会	組織強化指導	協議会	継
	③沖縄県伝統工芸士会連合会	組織強化指導、◎伝統工芸士展開催受託 ◎県工芸士認定制度創設	連合会 工芸センター	継、新 新
	④沖縄県工芸の森（仮称）	基本構想の推進 ◎建設計画の調査・基本計画等	県	新
	⑤産地伝統工芸館等整備	◎産地伝統工芸館、共同利用施設整備 新設及び老朽施設の増改築 （例示：第2芭蕉会館、本部町藍会館、石垣市工芸の里、竹富町工芸館、各産地共同作業所等）	市町村・組 合	継・新

(参 考 資 料)

- 1 沖繩県工芸産業振興審議会委員名簿
- 2 第4次沖繩県伝統工芸産業振興計画案
に関する審議の経緯
- 3 諮問書
- 4 答申書

1 沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿

(1) 沖縄県工芸産業振興審議会委員

(任期：平成8年7月1日～10年6月30日)

氏名	代表区分	現職名
◎新川明	学識経験者	ジャーナリスト
石川美智子	〃	国際ソロプチミスト沖縄理事
小渡ハル子	〃	沖縄県婦人連合会副会長
○翁長自修	〃	琉球大学教授
○祝嶺恭子	〃	沖縄県立芸術大学教授
仲井間文子	〃	服飾デザイナー
宮城篤正	〃	浦添市美術館長
赤嶺猛	関係業界	沖縄県伝統工芸団体協議会長
下地英一	〃	沖縄県中小企業団体中央会専務理事
平良美恵子	〃	喜如嘉芭蕉布事業協同組合専務理事
銘莉三郎	〃	沖縄観光コンベンションビューロー専務理事
松茂良興勇	〃	沖縄県工業連合会常務理事
宮城弘岩	〃	(財)沖縄県物産公社代表取締役専務
藤井隆宏	関係行政機関	沖縄総合事務局通商産業部長
照屋寛孝	〃	沖縄県商工労働部観光文化局長

◎会長 ○副会長

(2) 沖縄県工芸産業振興審議会専門委員

(任期：平成8年7月1日～10年6月30日)

氏名	代表区分	現職名
新垣勲	学識経験者	壺屋陶器事業協同組合理事長
伊藤峯子	〃	那覇伝統織物事業協同組合副理事長
○上原昭男	〃	琉球漆器事業協同組合専門理事
浦崎政克	〃	国際本通り商店街振興組合理事長
大江聖彌	〃	琉球ガラス工芸協業組合常務理事
大城一夫	〃	琉球絣事業協同組合理事
小渡むつき	〃	ファッションデザイナー
平良吉彦	〃	沖縄観光コンベンションビューロー財務企画課長
照屋和子	〃	琉球びんがた事業協同組合理事
仲間勲	〃	沖縄県中小企業団体中央会参事
真境名照子	〃	豊見城村ウージ染め協同組合理事長
ルバース吟子	〃	沖縄県立芸術大学助教授
◎新垣吉紀	県職員	工芸指導所長
照屋善義	〃	工業試験場次長
川前和香子	〃	工芸指導所染織課長

◎座長 ○副座長

2 第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画案に関する審議の経緯

期 日	会 議 等 (場 所)	審 議 内 容
平成8年7月1日	第1回審議会 (県庁8F第2会議室)	1 事業説明
	第1回専門委員会 (県庁8F第2会議室)	1 同 上
平成9年1月29日	第2回専門委員会 (県庁8F第1会議室)	1 第3次県伝統工芸産業振興計画点検報告について
2月12日 ～13日	第3回専門委員会	1 宮古、石垣及び竹富産地視察調査
2月18日	第4回専門委員会	1 本島産地視察調査 (読谷山花織、紅型、漆器工房及び壺屋陶器組合製土工場視察)
3月17日	第2回審議会 (県庁6F特別会議室)	1 第3次県伝統工芸産業振興計画点検報告について 2 第4次県伝統工芸産業振興計画案の諮問について
3月21日	第5回専門委員会 (県庁8F第1会議室)	1 第4次県伝統工芸産業振興計画案について
4月28日	第3回審議会 (県庁6F特別会議室)	1 第4次県伝統工芸産業振興計画案について(答申案決定)
5月21日	答 申 (知事室)	1 第4次県伝統工芸産業振興計画案の答申

沖縄県諮問商第3号

沖縄県工芸産業振興審議会

沖縄県伝統工芸産業振興条例第10条第3項の規定により、伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画の策定について諮問します。

平成9年3月17日

沖縄県知事 大田昌秀

商芸審第 10 号

平成9年5月21日

沖縄県知事 大田昌秀 殿

沖縄県工芸産業振興審議会

会長 新川 明

第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画（案）について（答申）

平成9年3月17日付け沖縄県諮問商第3号をもって諮問のあった第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画（案）については、慎重審議した結果、平成9年4月28日に開催した審議会において、同計画案は県5カ年計画として適当との結論を得たので、別添のとおり答申します。

県においては、この答申案に基づき、速やかに「第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画」を策定され、各種振興事業を着実に推進していただきたい。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項について十分に留意されることを要望します。

記

- 1 本県伝統工芸産業の振興を総合的に図る中核施設として、産業振興施設機能、生活文化創造機能及び産業文化国際交流機能等を併せ持った沖縄県工芸の森（仮称）の整備を強力に推進すること。

- 2 伝統工芸製品の市場開拓及び流通対策等の振興を強力に推進するため、
（財）沖縄県工芸振興センターの強化拡充に努めること。
- 3 アジア諸国との工芸をとおしての国際的な技術及び産業・文化交流を深めるため、アジア工芸博覧会（仮称）の開催を推進すること。
- 4 沖縄県伝統工芸産業振興条例（昭和48年沖縄県条例第72号）については、制定後23年を経て現況にそぐわない部分も生じており、時代の要請に即応した積極的な振興策を展開するため、全面的な見直しを行うこと。